

入学検定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則第8条から第10条に規定する入学検定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学検定の方法等)

第2条 入学検定の日時、場所、試験科目、その他入学検定に関して必要な事項は、入学試験会議で検討し、運営会議の議を経て決定する。

2 選考の方法は、学校推薦型選抜および一般選抜とする。

3 第1項により決定された事項は、学院ホームページに掲載するとともに、募集要項等を配布し公告するものとする。

4 入学試験会議について必要な事項は、学院長が別に定める。

(試験問題の作成等)

第3条 試験問題の作成は、学院長が指定した出題者により行う。

2 試験問題の作成および保管は、細心の注意を払い、秘密の保持に努めなければならない。

3 出題者は、試験実施後速やかに出題科目の採点を行うものとする。

(合格者の決定等)

第4条 入学試験の可否の判定は、入学試験会議が行い、運営会議の議を経て合格者を決定する。

2 入学試験合否判定基準に関する事項は、別に定める。

(合格者等の発表)

第5条 合格者の発表は、学院ホームページへの掲載および本人への通知により行う。

2 補欠合格者の発表は、本人への通知により行う。

(試験結果の開示)

第6条 合格発表後、受験生本人からの申請に限り、試験結果を開示する。

2 開示する項目は、一般選抜の学科試験の得点とする。

3 試験結果の開示手続き等について必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。